

船舶事故調査報告書

令和2年1月8日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	令和元年8月26日 10時45分ごろ
発生場所	滋賀県大津市琵琶湖大橋西端南方沖（琵琶湖南西部） <small>いまかた</small> 今堅田四等三角点から真方位063°360m付近 （概位 北緯35°07.3′ 東経135°55.7′）
事故の概要	プレジャーボートSEA'Sは、東北東進中、また、手漕ぎボート（船名なし）は、錨泊中、SEA'Sが手漕ぎボートに衝突した。 手漕ぎボート（船名なし）は、乗船者が負傷し、船首部に破損等を生じ、また、SEA'Sは、左舷外板に擦過傷を生じた。
事故調査の経過	令和元年9月3日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A プレジャーボート SEA'S、1.6トン 253-29342滋賀、個人所有 6.08m (Lr) × 2.41m × 1.21m、FRP ガソリン機関、188.29kW、平成16年4月 B 手漕ぎボート（船名なし）、総トン数なし なし、大橋マリーナ 約3.1m×約1.1m×約0.3m、FRP 機関なし、不詳
乗組員等に関する情報	A 操縦者A 男性 59歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和61年6月30日 平成25年4月29日をもって失効していた。 B 乗船者B 男性 45歳 操縦免許 なし
死傷者等	A なし B 軽傷 1人（乗船者B）
損傷	A 左舷外板に擦過傷 B 船首部に破損等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 3、視界 良好 水象：湖上 平穏

事故の経過

A船は、操縦者Aが1人で乗り組み、ウェイクボードスクールの受講者5人を乗せ、ウェイクボードの講習を行う目的で琵琶湖北部の水域に向け、令和元年8月26日10時44分ごろ大津市に所在するマリーナ（以下「本件マリーナ」という。）を出航した。

A船は、操縦者Aがキャビン前方右舷側の操縦席に、受講者3人がキャビン前方左舷側に設置された椅子に、受講者2人がキャビン後方に設置された椅子にそれぞれ腰を掛けた状態で、微速で東南東進した。（図1参照）

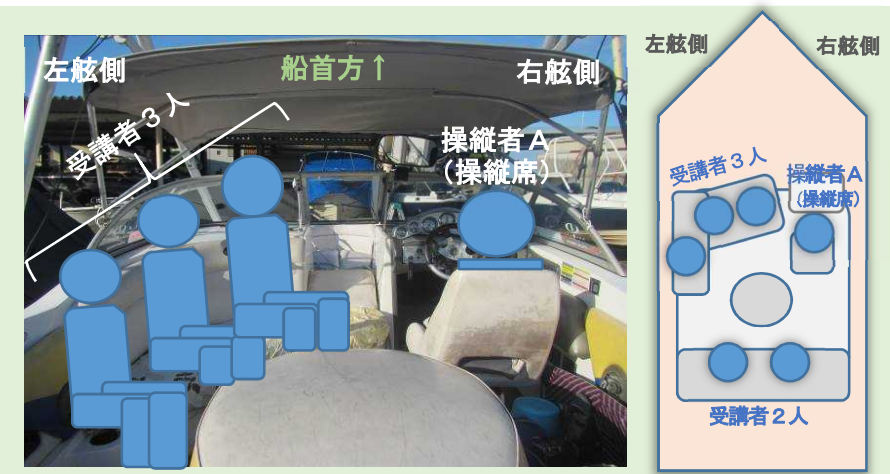


図1 A船の着席状況

操縦者Aは、ふだん本件マリーナ付近では錨泊している船舶を見つけたことがなかったので、周辺に航行の支障となる船舶はいないと思い、受講者の方を向いてA船の設備等の説明を行いながら航行を続けた。

操縦者Aは、10時45分ごろ本件マリーナの東方沖約100mの水域で船首を琵琶湖大橋の方向に向けようと徐々に左転していたところ、船首部に衝撃を感じ、A船がB船に衝突したことを認めた。

B船は、乗船者Bが1人で乗り、釣りをを行う目的で、09時00分ごろ、本件マリーナから櫓を漕いで出航し、琵琶湖大橋西端南方水域において移動しながら釣りを行っていた。

乗船者Bは、09時40分ごろ、本件マリーナの東方沖約100mの水域に到着し、船首を南東方に向けた状態で船首から錨を投入して錨泊した状態で釣りをすることとした。

乗船者Bは、立った姿勢で琵琶湖大橋の橋脚方向（北東方）に向かって釣り竿を垂らし、魚の居場所を探す目的で水中の水草を捜していたところ、後方から船舶のエンジン音が聞こえ、振り返ると約10mのところB船に向かって接近するA船を認めた。

乗船者Bは、衝突のおそれを感じたが、既に至近にA船が迫っていたので衝突は避けられないと思い、衝突の衝撃を避けるために身体をかがめた瞬間、船体に大きな衝撃を感じた。

	<p>乗船者Bは、衝突時に船体が大きく揺れて湖上に投げ出されたが、操縦者AによってA船に引き上げられた。</p> <p>乗船者Bは、本件マリナーに到着後、救急車で病院に搬送され、頸椎捻挫、左骨盤部打撲、左膝打撲、左足首関節捻挫及び右背部打撲と診断された。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図、写真1 A船、写真2 B船 参照)</p>
その他の事項	<p>操縦者Aは、休日を中心に琵琶湖でウェイクボードスクールを開催しており、琵琶湖での航行経験が豊富にあった。</p> <p>操縦者Aは、本事故当時、操縦免許が失効していたが、受講者のうち1人でも操縦免許を所持していれば、A船の運航には問題ないと考えていた。</p> <p>乗船者Bは、ふだん錨泊して釣りをしている間、適当な間隔で周囲を確認するようにしていた。</p> <p>操縦者A、A船の受講者5人及び乗船者Bは、いずれも救命胴衣を着用していた。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>A あり、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、本件マリナーを出航して東南東進中、操縦者Aが、周辺に航行の支障となる他船はいないと思い、受講者の方を向いてA船の設備等の説明を行いながら、船首を琵琶湖大橋の方向に向けて左転したことから、前路で錨泊しているB船に気付かず、B船に衝突したものと考えられる。</p> <p>操縦者Aは、小型船舶操縦者免許証が失効していたことから、A船の操縦を行ってはいなかった。</p> <p>B船は、本件マリナーの東方沖約100mの水域において船首を南東方に向けて錨泊中、乗船者Bが、後方から接近するA船を認めたものの、既に至近にA船が接近しており、衝突を避ける動作をとることができず、A船がB船に衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本件マリナーの東方沖約100mの水域において、A船が本件マリナーを出航して東南東進中、B船が錨泊中、操縦者Aが、受講者の方を向いてA船の設備等の説明を行いながら、船首を琵琶湖大橋の方向に向けて左転したため、A船がB船に衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船長は、説明等に気を取られることなく常時適切な見張りを行うこと。

	<ul style="list-style-type: none">・ 操縦免許証は常に携行し、有効な操縦免許証を受有していない者は操縦しないこと。・ 小型船舶等を使用して事業を行う者は、有効な操縦免許を受有するなど、法令を遵守して業務に当たること。
--	--

付図1 事故発生経過概略図

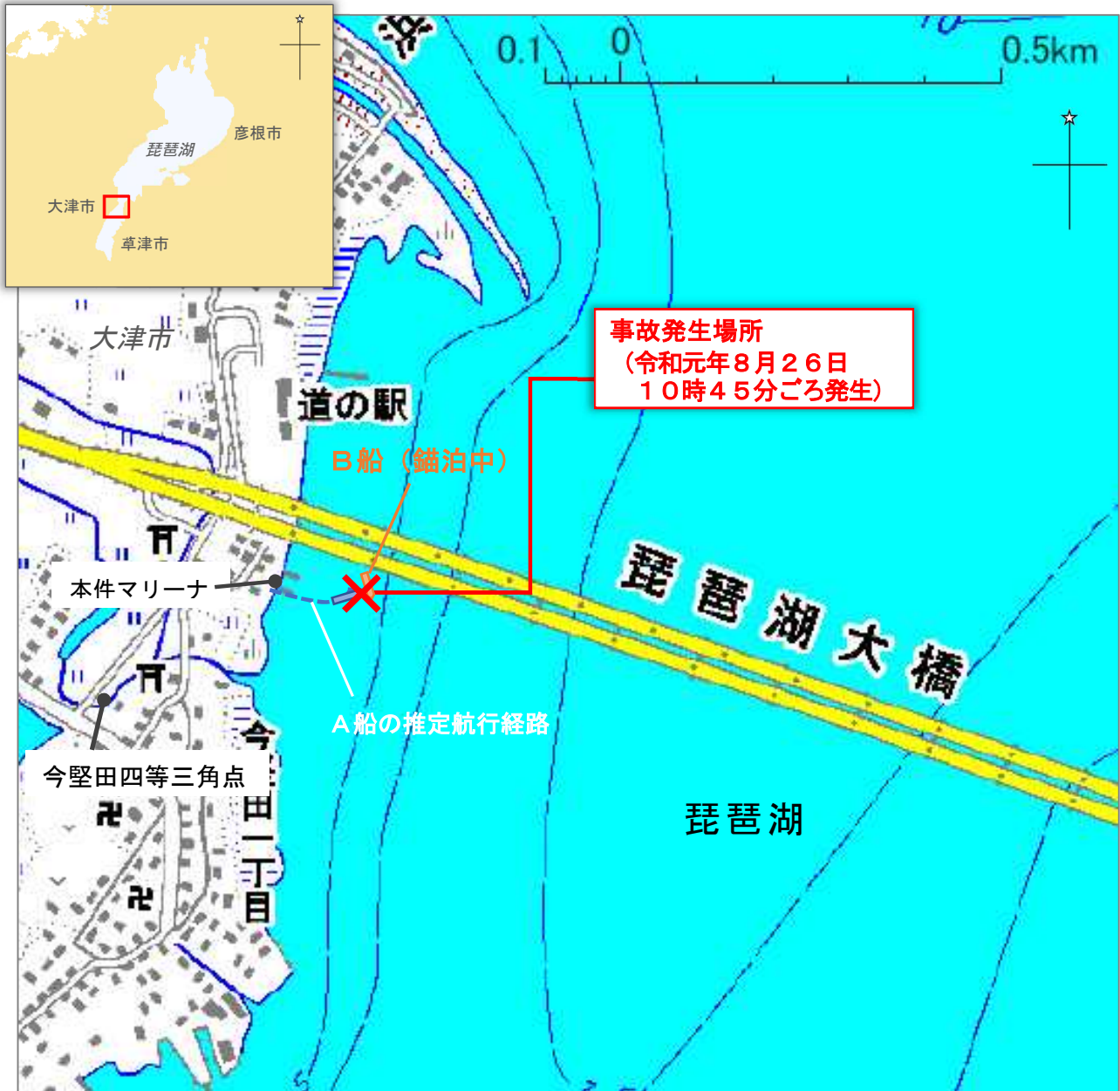


写真1 A船



写真2 B船

